

第3回「新居浜市上下水道事業運営審議会」会議記録

日 時 令和3年10月5日(火) 13:30~14:55
場 所 新居浜市消防防災合同庁舎 5階 災害対策室
出席者 羽鳥 剛史 委員
坂上 公三 委員
尾崎 恵 委員
田村 昭一 委員
藤田 武 委員
八山 博幸 委員
飯尾 和之 委員
宮川 まゆみ 委員
中沢 真理子 委員 (9名)
市出席者 秋月上下水道局長
神野企業経営課長 丹下水道工務課長 高橋企業総務課長
近藤水源管理課長 藤田下水処理場長 玉井下水道建設課長
村尾下水道建設課副課長 清水水道工務課技幹
事務局 藤田主幹 横山副課長 石川係長 高橋主査 笹岡主任
傍聴者 なし

○内 容

第3回審議会

(審議内容)

- ・水道料金のあり方(水道料金の算定)について
- ・下水道使用料の水準について
- ・次回の審議会の内容・日程について

【事務局より挨拶】

- ・新居浜市審議会等の公開に関する要綱第3条により審議会の内容は原則公開
- ・市のHP等にて会議開催及び傍聴の告知を行ったが、傍聴希望者がいなかった旨の報告
- ・審議会条例により、「審議会は委員の過半数が出席しなければ開くことが出来ない」とされているが、本日の審議会は委員全員の出席があり審議会は成立している旨の報告

【会長挨拶】

第3回上下水道事業運営審議会を始めていきたいと思います。水道料金、下水道使用料それぞれ議題がありますので、審議を行いたいと思います。

まず水道料金の在り方について、前回水道料金の財政状況について説明を受けて結論として今のまま事業を行っていくと財政状況が厳しく、事業にも影響を及ぼしてしまうということが避けられない状況であるということ、よって水道料金の在り方について検討しましょうということが前回の結論でした。

下水道もそうですが、今回から水道料金をどうしていくのか具体的な判断・意思決定を出来れば進めていきたいという状況でございます。

では、まずは水道料金の在り方について事務局から説明をお願いします。

【審議】

事務局より水道料金改定の考え方について配布資料をもとに説明

(質疑・意見 水道事業について)

会長	ありがとうございました。ただいまの説明について、質問のほかコメントや感想でも結構ですので、いかがでしょうか。
委員	基本的なことで申し訳ないのですが、業務用と大口用の定義の違いと、平成10年から令和2年までの増減でいくと（用途別水量が）業務用が46%減とほぼ半減している理由と、それに対して今後どのようにしていくのかというシュミレーション等があれば教えて頂きたいです。

事務局

業務用と大口用の違いは用途の違いではなく、大口用は 300 m³で 32,345 円の料金設定ですが、業務用・家庭用よりも、230 m³あたりで大口用に切り替えていただくと安くなるという料金体系になっております。

また業務用が減っている理由なのですが、これは業務用・大口用両方まとめての話になるのですが、一つには大口用になると安くなるという方に通知があまり出来ておらず、業務用から大口用に切り替えたことによって業務用が減ったということがあります。また、上水道を止めて自己水源により水道を賄う使用者が増えており、その切り替えにより業務・大口用の水量が減っているということがあります。また、大量に水を使う使用者自体が減っていることもあります。

次に今後のシュミレーションということですが、この流れはなかなか止められないと思っております。今までの改定では業務用や大口用に料金を高く設定し負荷をかけて料金を回収していたのですが、今回の改定では難しいと思っております。

会長

ありがとうございます。その他、御意見等ありますでしょうか。

委員

配布資料の 3 ページのところ、料金改定の口径別導入の検討は『次回以降』とあるのですが、この審議会での次回という意味なのかそれとも 4 年後とかの料金改定時に検討という意味なのかという質問がひとつです。

また、資料の 20 ページで県下 5 市の状況とあるのですが、具体的に新居浜市で料金の値上げとなった場合、給水原価は変わらずに販売利益が上がり純粋に収入が増えるという意味なのか、もしかしたら工事等も増えることにより減価償却費も増えてくるのかもしれないのですが、具体的にどこの金額が上がるのか教えて頂きたいです。

事務局

お答えします。

ひとつ目の『次回以降』というのは、水道については 4 年に 1 度は料金を見直すという形で考えておりますので、次回の見直し時期に検討を考えております。理由はシステムの改修ですとか、口径別の検証

期間も必要となってきますので、事務局としては4年後と考えております。

また、20ページの御質問ですが、工事等が増えてきますので減価償却費も確かに上がるのですが、全てが減価償却費になるわけではございませんので、料金改定を行いますと販売利益も若干上がってくると思います。

会長 現在販売利益が7.99とかなり低いですよ。販売利益はどのくらいになるのか見込みはあるのでしょうか。

事務局 今回の改定率でいきますと、約20円超位には利益は解消すると見込んでおります。

会長 今治市や西条市レベル以上にはなるということですね。

委員 料金を4年ごとに見直すということですが、例えばパターンCの45%といった改定率になった場合、20年近く値上げをしていないのに、いきなり45%やパターンBの32%の値上げしか出来ないというのではなくて、4年に1度料金の見直しをするのであれば、事務が煩雑になるかもしれませんが、改定率を下げても頻度を増やし改定する(例えば2年ごと)というようなことは有り得るのか、教えて頂きたいです。

事務局 お答えします。先ほどの水道料金改定の考え方にて説明させて頂いたのですが、資金残高の方は10億円を維持したいと考えております。これは東京や横浜等の大きな自治体でもそのような考え方になっているのですが、水道料金の1年間分、もしくは最低でも半年分の資金を持っていないと災害があったときに対応出来ないため、どの自治体も同じように考えております。

先ほどの御質問にありました、資産維持率を例えば1%にして2回ですとか、2年に1回の料金改定といった考え方もあるのですが、それを行うと耐震化ですとか配水池の更新が後年に先延ばしとなり、

将来への負担をどんどん増やすこととなります。その為、前回の審議会での話も踏まえまして、今回の改定では33%で値上げを検討していただきたいと事務局では考えております。

会長

ありがとうございます。これが資料の17ページになると思うのですが、事務局側では(資産維持率)1.5%というシュミレーションも事前に行われていたのですが、資金残高のグラフが令和5年で10億円を切ってしまいまして、10億円を維持するという考え方ではパターンBがなんとかクリア出来ているという形になるのかなと思います。

委員

質問よろしいでしょうか。全体的なことと申しますか、料金改定が必要というのは前提として認識した上で、先程資金残高の傾向は御回答頂きましたので、維持管理費やこのあたりの部分につきましてはDXやIoT等システムが進んでいく中で、削減される部分も出てくるのではないかと思うのですが、現状、総括原価算定表にてお示し頂いている部分につきましては、この部分は変わらないという前提で作成されているという理解でよろしいでしょうか。

事務局

次回の審議会にて、局内での効率的経営に向けての取り組みを紹介させて頂くのですが、経営の効率化や組織統合ですとか、委託や包括委託等も進めておりまして、コストカットについても進めております。また逆に、機械の高度化や物価や労働単価の上昇も加味いたしまして、シュミレーションしている維持管理費とほぼ等しいと考えております。

会長

結論としては、そこまでこの部分を減らすということは今の状況では考えていないということでしょうか。

事務局

難しいと考えております。

会長

前回までのお話でも、この辺りは適正なバランスを考えて維持管理を行っているという前提でこの数字が出ているということですね。

事務局 そうですね。人件費につきましても、すでにここ数年間で定員減を行っておりますので、これ以上の定員削減は難しいのかなと思っております。

会長 先ほどお話のあった DX ですとか、最新の技術等が反映されているわけではないということでしょうか。

事務局 考えられる最新のもの、DX 等も含めて反映出来るものは反映して考えておりますので、これ以上は難しいのかなと思っております。

会長 はい。ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。

本日はどう水道料金を値上げしていくのか、基本料金を上げていくのか、使用料に応じて逡増分を上げていくのか、あるいは家庭用・業務用の配分等、今回はその辺りはまだ議論しないのですが、まずは事業として成立させていくうえでどの程度、全体としての改定率が必要なのかという一定の結論を本日出せればと思っています。

事務局側の説明でいくと、パターン B が最低限の必要条件を満たしている中で、改定をギリギリまで下げると 33% という形になるのですが、パターン B ということでよろしいでしょうか？

挙手で確認をとりたいと思いますので、パターン B の改定で異存ないという方は挙手をお願いします。

〈 全委員挙手・異存なし 〉

会長 はい。ありがとうございます。

では皆さん異存なしとのことで、パターン B の 33% で次回、具体的な料金水準をいくつか示して頂き、具体的な内容を決めたいと思います。

その他、水道料金について何かありますでしょうか。では、次に下水道使用料の水準について事務局から説明をお願いします。

事務局より下水道使用料の水準について配布資料をもとに説明

(質疑・意見 下水道事業について)

会長

ありがとうございました。下水道につきましては水道とはまた状況が違っておりまして、汚水についても一般会計から繰入を行っている状況なのですが、今後繰入の割合をどの水準にしていくのか、いくつかのパターンを示して頂きました。

事務局側の提案としては、資本費参入率を70%にし、これまでの料金見直しの経緯をふまえて、月20m³使用すると仮定した場合に200円の増加ということで、以降は段階的に上げていくということでしょうかという内容でした。

資料の最後の方については、使用量の違いによって水量がどう変化しているのか等、ここについては改めて次回、使用実態を踏まえた上で具体的な料金改定等を議論していきたいと思います。

まずは先ほどの水道料金と同様、平均的にどのくらい値上げをするのかということについて、可能であれば本日合意出来ればと思います。

では、何か御意見・コメント等いかがでしょうか。

委員

料金改定を4年に1度しておりますけども、22年以降10年間は料金改定を行っていないというのはどういう理由からでしょうか。

事務局

お答えします。一つは消費税の改正がございましたので、市民の方への負担が上がると一度見送った経緯がございます。

また二つ目としましては、平成31年に下水道が公営企業法の適用を行いまして、制度が異なるものへと変わるために準備が約2年間必要となりました。特別会計から企業会計へと変わり、下水道使用料の考え方も料金算定の仕方も大幅に変わってしまうということがございましたので、平成22年からかなり時間が空いてしまったという経緯がございます。

会長

ありがとうございました。その他、いかがでしょうか。

委員

今回の見直し案が 8.7%の改定率ということなのですが、下水道もかなり老朽化が進んでいて、今後改修工事も増えてくると思うのですが、先ほど水道の時にはパターン A で改定をするとそのような工事も出来なくなるということでパターン B を選んだと思います。ですが、下水道の場合は大幅な値上げによる市民生活への影響というのを考慮し、かなり低く改定率を抑えているように見えるのですが工事等への影響はこの改定率で問題ないのでしょうか。

事務局

お答えします。委員の皆様には参考までに最新の（令和 2 年度）上下水道事業年報をお配りしているのですが、例えば 22 ページを開いて頂きますと、令和 2 年では水道の普及率は戸数・人口とも 95%を超えておりまして、市内全域に施設が張り巡らされています。よって資産の把握もほぼ出来ている状態であり、先ほど説明にありました資産維持費等も 2%取りましようということが試算出来るのですが、下水の 116 ページ、分流式という所を見て頂きたいのですが、下水は普及率や整備率が水道に比べてまだまだの段階であります。

その中で、先ほど御指摘のあった老朽化や耐震化といった問題も出てきているのですが、まずは整備計画をどうするのかということを決め、県の汚水計画や市内の合併浄化槽との棲み分け等もございますので、4年間かけて検証し、事務局として今回は総務省の基準まで上げなければ国からの指導が入ると思われ、それ以降につきましては新居浜市独自の考え方で見直しを行うべきだと考えております。

会長

はい。ありがとうございます。

200 円に抑えることによって、今後老朽化対策に悪影響等はないのかという点につきましてはどうでしょうか。

事務局

第 2 回の審議会にて説明させて頂いた部分になるのですが、下水処理場やポンプ場は耐用年数が過ぎておりますので老朽化対策工事を行っているのですが、管渠については現在も新規の整備を進めております。

今後については新規整備を抑えることにより老朽化対策を実施す

るという形を考えております。ただ、これにつきましては一般会計から現状と同額の繰入金をもらうという前提で成り立っておりますので、4年に1度段階的に使用料の見直しを行い、適正化を図りたいと考えております。

会長 新設に関してはカットしていくが、老朽化対策はカットしないという理解でよろしいでしょうか。

事務局 新設を押えた部分を老朽化対策の方に回すという形で経営戦略を考えております。

会長 はい。ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。

委員 料金的なものは理解が追いつかずちょっと難しいなと感じる部分もあるのですが、第1回目の審議会の時にも少し思っていたのですが、(配布された)上下水道事業年報の113ページにもあるように、宇高地区とか真っ白で下水道の整備が全くなされていないような地域があるんですが、こういった理由でこの地区は下水道の整備がなされていないのでしょうか。

事務局 下水道の区域拡張につきましては、これまでも人口密度等の優先順位をつけまして、順次整備を行っている状態です。

宇高地区につきましては、昔の調整区域となっており、現在は特定用途制限地域の田園居住地区となっております。また、農振農用地が沢山ある等、市街地化というよりは農業を振興する地域となっておりますので、その優先順位の中で拡張区域に入っていないという理由がございます。また大生院地区等は人口密度が低く、比較検討の中で整備されていない地域というものがございます。

委員 土地改良区との兼ね合いもあると思うのですが、1年に1度の川ざらいがある地域ですし、高齢者が多くなっている地域でもありますので、今後このような地域が整備されることはあるのでしょうか。

事務局

今後の検討課題となりますが、資金の面で非常に下水道事業が厳しいという点、国の動向もありますが人口密度によっては経費もかかり、整備を進めるほど経営が厳しくなってくるという面もあります。

また当初の審議会にて御説明させて頂いた国のアクションプランにて、汚水処理は早期に整備を進め令和8年度までに100%に近い数字にもっていこうという計画がございます。しかし愛媛県の汚水処理人口整備率は、浄化槽を含めた整備率でも10%ほど全国と比べて低い状態です。

国は100%にもっていこうとしているのですが、愛媛県の現状とは乖離があり、合併処理浄化槽も最近では性能が上がっておりますので、そのあたりとの整合をとりながら、新居浜市としてはこれからも下水道を広げていくのか、広げていけばいくほど市民全体からの税金を投入する、言い換えれば繰入が増えていきますので、そのあたりの兼ね合いを検討しております。

会長

ありがとうございます。全国的にはどちらかという計画対象区域は縮小傾向でして、現在の計画区域だけでも整備を100%にしていこうというような流れになっております。次年度以降、このような計画の立て方を改めて見直すという話も伺っております。

本日の話でもありましたが、下水道については老朽化対策だけでも財政状況が非常に厳しいということで、今年度はまず使用料の見直しを行うということで、御指摘頂いた事業計画等は次年度以降に議論することになるかと思えます。

それでは料金体系は次回になりますが、事務局側からの提案として、今後段階的に上げていくのですが、今回は20 m³あたり約200円の使用料の増加を行うということで、御賛同頂ける方は挙手をお願いします。

〈 全委員挙手・異存なし 〉

会長

では、全員御賛同頂けたということで、資本費参入率70%の20 m³あたり約200円の増加ということで進めたいと思います。

委員	確認したいのですが、上水道料金は来年度の改定で、下水道料金は同時なのか、或いは1年後にずらすのか、今の段階での考え方だけ教えて頂きたいです。
事務局	事務局としましては、同時に改定をと考えております。
会長	はい。ありがとうございます。その他よろしいでしょうか。では、下水道使用料の水準についての議論は以上となります。

【会長挨拶】

水道と下水道とも方針はわかったということで、特に上水道の方はタフな判断が求められているなど感じました。委員の皆様も色んな御意見もあったとおり、致し方ない部分はあると思いますし、市民の方に伝える際にギリギリの判断で、どういう基準で今回の料金改定に至ったかということを知りやすく説明してもらおうということを配慮して頂けたらと思えました。色んな御意見をお聞きしても、様々な懸案事項があると改めて思いましたし、最低の水準を満たすためにこのような改定に至ったという経緯を市民の方に説明をすることが大事かなと思います。

【今後の審議会について】

第4回の開催日：令和3年11月16日（火） 時間は午後を予定
（時間・開催場所については後日、案内文書を送付）